

南相木村消費者被害防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺（電話をかけるなどして対面することなく、不正に、指定した預貯金口座に振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。）や悪質な電話勧誘販売等（以下「特殊詐欺等」という。）による消費者被害を防止するため、特殊詐欺等への対策機能の付いた電話機等の購入に係る経費に対し、予算の範囲内で、南相木村消費者被害防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和42年南相木村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象機器)

第2条 補助金の交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、特殊詐欺等の被害を防止することを目的として製造された電話機又は電話機に接続して用いる装置であって、次の各号のいずれかに該当するもの（村内の世帯に設置される固定式のものに限り、専ら事業の用に供するものを除く。）とする。

- (1) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信に係る対策が施された電話機であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの
- (2) 電話機に接続して用いる装置であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの
- (3) 電話機に接続して用いる装置であって、被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するもの

(補助金の交付対象者及び交付申請の回数)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有し、かつ、現に居住している者
- (2) 村税等を滞納していない者

2 補助金の交付の申請は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助金の交付対象経費及び額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象機器の購入費及びその設置に要する費用（以下「対象機器の購入費等」という。）とし、付随するサービスの加入及び利用に要する費用その他の費用は含まないものとする。

2 補助金の額は、対象機器の購入費等の2分の1に相当する額とする。ただし、当該額が1万円を超える場合は、1万円とし、当該額に100円未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、南相木村消費者被害防止対策機器購入費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、これに購入しようとする対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助金の交付を受けて行う対象機器の購入等(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、南相木村消費者被害防止対策機器購入費補助金変更(中止)承認申請書(様式第2号)を村長に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、南相木村消費者被害防止対策機器購入費補助金機器購入実績報告書(様式第3号)によるものとし、これに対象機器の購入費等の額、対象機器の品名及び購入日付の記載された領収書その他支払をしたことを証する書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金交付請求書は、南相木村消費者被害防止対策機器購入費補助金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(対象機器の譲渡等の禁止)

第9条 補助金の交付を受けて購入した対象機器を使用する者(以下「補助対象機器の使用者」という。)は、対象機器を購入した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間、対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特別な事由があると村長が認めるときは、この限りではない。

(対象機器に係る変更の報告)

第10条 補助対象機器の使用者は、対象機器を設置する住所、電話番号等に変更があったときは、村長に報告しなければならない。

(調査への協力)

第11条 補助金の交付を受けた者は、村長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。